毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)



目

規

則

告

示

○都市計画の変更

○都市計画事業の事業計画の変更の認可

(下水道課)

●香川県告示第四百八十七号

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)

第二十一条第二項において準用する同法第十八

(都市計画課)

建

○建築基準法の規定による区域の指定

公

○道路の位置指定

○第三十八期香川県地方労働委員会委員候補者の推薦要領

(労働政策課)

政 課

Б.

(県民参画課)

り公衆の縦覧に供する。

平成十五年八月二十九日

いて準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、

同条第二項の規定によ

条第一項の規定により香川中央都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお

(土地改良課

(技術企画課

三・二・二〇一 中津土器線 都市計画の変更に係る土地の区域 ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

次

●香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(公安委員会)

の施行期日は、平成十五年九月一日とする

告

示

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(平成十五年香川県条例第四十一号)

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県知事

真

鍋

武

紀

●印は、 県法規集掲載事項) ページ

香川県規則第八十五号

0

 \equiv

0

(第九〇六〇号)

香川県知事

真 鍋 武

紀

縦覧に供する図面表示のとおり

| 県告示第九百二十六号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成八年香川

こおいて準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

監査委員公表

○監査結果に基づく措置の公表

香

Ш

県

報

平成十五年八月二十九日

警察本部告示

る規則

◎香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

公安委員会規則

◉古物営業法施行細則の一部を改正する規則

●香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正す

 \bigcirc

●香川県告示第四百八十八号

香川県土木部都市計画課

縦覧場所

都市計画法

○落札者等の公示

○県営土地改良事業の工事完了

○地籍調査の成果の認証

平成十五年八月二十九日

(第九○六○号)

香川県知事 真

鍋

武

紀

四

施行者の名称

土庄町

都市計画事業の種類及び名称

土庄都市計画下水道 渕崎都市下水路

三

事業施行期間

四

平成八年十二月十七日から平成二十二年三月三十一日まで

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

●香川県告示第四百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十二条第一項の規定による区域を次の

とおり指定した。

平成十五年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武

紀

平成十五年八月二十日

指定区域

東かがわ市 区 分 都市計画法 する用途地域として平成十五年三月十七日に指定された区域 (昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定 指 定 区 域

指定年月日

平成十五年八月二十九日

●香川県告示第四百九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 道

路の位置を次のように指定した。

平成十五年八月二十九日

指 定 番 号 小総土指道 第 号

香川県知事

真

鍋

武

紀

指 定 年 月 日 平成十五年八月十三日

> 三 指定道路の位置 小豆郡土庄町上庄字海戸一三三五

指定道路の幅員とその延長 幅員 四・一〇メートル

延長 四五・三二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県小豆総合事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第五百十八号

活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年十月二十日まで縦 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利

覧に供する。

平成十五年八月二十九日

香川県知事

真

鍋

武

紀

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人マンション管理支援センター香川

尾崎 妙子

高松市新北町二七番二〇―五〇三

三 定款に記載された目的

| に寄与することを目的とする。 理の適正化を推進するための事業を行い、誰もが安心して暮らせる良好なマンション生活 の形成を通して、快適なまちづくりの推進を図り、もって広く市民の生活環境の安定向上 この法人は、マンションに係る組合、団体、市民など広く一般に対してマンションの管

●香川県公告第五百十九号

第百七十四号)第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三 候補者の推薦を求める 十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の要領により使用者委員及び労働者委員の 第三十八期香川県地方労働委員会委員を任命するため、 労働組合法 (昭和二十四年法律

<u>_</u> _[六		Ŧi.		四		三			<u> </u>							_			
香	<u>ح</u>	合法の	款 、 様 *	推	香田	推薦	平	推	制	推	までの	禁細。	推薦	旨の	をす	2	すっ	織	1	推	<i>55</i> 5		平
Ш		規制定	奇 科 一 及	馬 書 及	川県商	馬 書 類	成 十 五	推薦受付期間	制限なし	馬をす	までの者は、	脚上	馬をさ	香川	月し、	労働者	を使用	織を有し、	() 用者	馬をす	第三十		八十五
県		に適	為又は	推薦書及び添付	工労	推薦書類の提出場所	年八日	期間		ること	委	の刑に	れるお	県地方	かつ、	委員員	する使用者団体とする。	、かつ、	委員員	推薦をする団体の資格	八期		平成十五年八月二十九日
報		台する	は 立二 広	付書類	割 部 労	出場所	月十			とがで	貝とか	に処せ	者の欠	力労働	労働	医補 者	体とす	つ、労	医補 者	体の資	11 県		月二十
		旨の手	、寄附行為又は団体規約等を、労様式一及び様式二による書類に、	,,,,	香川県商工労働部労働政策課	7/1	平成十五年八月二十九日から同年十月八日まで			推薦をすることができる候補者の数	委員となることができな	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、	推薦をされる者の欠格事由	旨の香川県地方労働委員会の証明を受けた労働組合とする。	組合	の推薦	á _°	労働問題を取り扱うことを主な目的とし、	使用者委員候補者の推薦をする資格のある使用者団体は、	格	第三十八期香川県地方労働委員会委員候補者の推薦要領		九日
平		音 川 県	きを、 音類に		宋 課		から同			医補者	とがで	その	Щ	云の証	法第二	馬をす		超を取	馬をす		労働委		
成 十 五		地方	労 使 使				年十日			の数	きない	執行な		明を盛	条及び	る資物		り扱う	る資料		員会業		
年 八) 働委	四合 州 者 団				八八日				0	を終わ		文けた	5第五	竹のあ		ソこと	俗のあ		安員候		
平成十五年八月二十九日		員会 (惟薦が				まで					るまで		労働組	条第一	る労働		を主な	る使用		補者の	香川県	
九 日		決定	9る場 推薦す											租合と	一項の	倒組合		は目的	用者団		推薦	香川県知事	
		書のア	合による場合									は執行		する。	規定に	は、未		とし、	体は、		要領	真	
		うし又	のっててのにあ									17を受			に適合	別県		又は	香川				
		はい証明	はそのけ									けるこ			する労	の区域		業務の	香川県の区域			鍋	
		書を	経るの									とが			働組	内の		主要	屋域内の			武	
		合法の規定に適合する旨の香川県地方労働委員会の決定書の写し又は証明書を添付する。	労働組合が推薦する場合にあってはその組合が労働組)、使用者団体が推薦する場合にあってはその団体の定									又は執行を受けることがなくなる			を有し、かつ、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合である	労働者委員候補者の推薦をする資格のある労働組合は、香川県の区域内のみに組織		又は業務の主要な部分と	のみに組			紀	
		á ;	祖定									る			3	織		٤	組				
(第 九																							
(第九○六○号)																							
号)																							
三																							

(様式1)

年 月 日

香川県知事 真鍋 武紀 殿

事務所の所在地使用者団体名又は労働組合名印代表者名印

香川県地方労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条の規定により、香川県地方労働委員会の 労働者 補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	生年月日	(使) 所属会社名、事業所名及びその地位 (労) 所属労働組合名及びその地位、所属 職場名及びその地位	備考

(様式2)

香川県地方労働委員会 使用者 委員候補者調書

- 1 本 籍
- 2 現 住 所
- 3 候補者氏名(ふりがなをつけること。)
- 4 生年月日
- 5 学 歴 (最終学校名及び卒業年月日を記入すること。)
- 6 職 歴(年月日順に記入すること。)
- 7 労働関係経歴(上記に同じ。)

●香川県公告第五百二十号

香川郡塩江町の行った地籍調査の成果は、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)

第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。二

平成十五年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武

紀

調査を行った時期

平成十三年度から平成十四年度まで

成果の名称

1 香川郡塩江町地籍図

調査を行った地域

三

2

香川郡塩江町地籍簿

大字安原下の一部

四 認証年月日

平成十五年八月二十九日

●香川県公告第五百二十一号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十

平成十五年八月二十九日

五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

香川県知事 真 鍋 武

紀

L 事 (平成一五、七、一五
整備工事(都市型)	

●香川県公告第五百二十二号

五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公告する。

(平成七年条約第二十三号) の適用を受けるものである。 なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定 | 古物営業適正化事業認定規程(平成七年国家公安委員会告示第八号)」を削る。

平成十五年八月二十九日

県 報 平成十五年八月二十九日

香

Ш

香川県知事

真

鍋

武

紀

調達件名及び数量 土木設計積算システム用機器 一 式

調達方法 借入れ

契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十五年七月二十五日

落札者の氏名及び住所 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番

号

Б.

六 落札金額 月額一、〇一八、五〇〇円

入札公告日 平成十五年六月十三日

九

落札方式 最低価格

術企画課総務・技術企画グループ 担当課 郵便番号七六〇—八五七〇 電話番号〇八七-高松市番町四丁目一番一〇号 -八三二-三五一 香川県土木部技

公安委員会規則

古物営業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

平成十五年八月二十九日

香川県公安委員会委員長 神

原

博

香川県公安委員会規則第十八号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則(平成十二年香川県公安委員会規則第十一号)の一部を次のように

改正する。

目次中「第三章 古物商等の遵守事項等(第五条—第七条)」を 第三章の二

「第三章

古物商及び 古物競

古物市場主の遵守事項等(第五条―第七条)

第一条中「施行規則」という。)、」を「施行規則」という。)及び」に改め、 「及び

第二項並びに施行規則第十九条の十三第一項」を加え、「再交付申請書並びに」を「再交 第二条中「第二項」の下に「、法第十条の二第一項及び第二項、施行規則第十九条の九

七

別記様式第5号の2 (第7条の2関係)

認定通知書

第

年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業の実施方法については、

古物営業法 第21条の5第1項 第21条の6第1項 の規定により認定をしたので、古物営業法施行規則 第19 条の7第1項 条の12において準用する同規則第19条の7第1項の規定により通知する。

認定番号

営業を示すものとして使用する名称

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

Ш

(第九〇六〇号)

八

備考

1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

不認定通知書

第 号

年 月 日

住所又は居所

別記様式第5号の3 (第7条の3関係)

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会

年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業の実施方法については、 次の理由により認定をしないので、古物営業法施行規則 第19条の7第2項 第19条の12において準用する同規 則第19条の7第2項 の規定により通知する。

営業を示すものとして使用する名称

不認定の理由

号

日

年

月

印

九

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(第九○六○号)

こに公布する。 点 員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。 香川県公安委員会規則第十九号 「古物営業法第22条第3項の」や 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をこ この規則は、平成十五年九月一日から施行する。 備老 別記様式第六号中 別表十二の項中 e_ 第十条 平成十五年八月二十九日 第十条第一項及び第二 第十三条第四項 第八条の一 第八条の一 \sim 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とする E 画 に改め、 不要の文字は、横線で消すこと 第 第 同様式備考を次のように改める。 項 項 「警察署長 の閲覧 競り売りの届出の受理 商の許可に係る事項の変更に係る補正 自動公衆送信による公衆の閲覧に供した古物 古物営業者に対する管理者の解任の勧告 競り売りの届出の受理 自動公衆送信による古物商の許可に係る事項 古物営業法 香川県公安委員会委員長 ⊞ を 第22条第4項において準用する同条第3 第22条第3項 「香川県警察本部長 警察署長 神 原 0 0 \bigcirc 田田 Ξ 0 \bigcirc 博 に、 を 改め、 第十二条第一 第二十一条の六第 第二十一条の五第一項 第十条の二第二 第十条の二第 項 第十九条の九第 第十九条の七第 第十二条第一 第十三条第四項 第十九条の十二 第十九条の十第二項 第十九条の十第一項 第十九条の七第 同項1中 項 項 項 項 項 二項 項 一項 認定 外国古物競りあっせん業の実施方法の認定の 認定古物競りあっせん業の実施方法の認定の 取消し の受理 の取消しの公示 び不認定 外国古物競りあっせん業の実施方法の認定及 取消しの公示 認定古物競りあっせん業の実施方法の認定の 及び公示 行商従業者証又は標識の様式の承認及び承認 古物営業者に対する管理者の解任の勧告 出書の受理 古物競りあっせん業の廃止届出書又は変更届 古物競りあっせん業の営業開始届出書の受理 通知及び公示(第十九条の七第一項の準用) 古物競りあっせん業の実施方法の変更届出書 古物競りあっせん業の実施方法の不認定の通 古物競りあっせん業の実施方法の認定の通知 行商従業者証又は標識の様式の承認及び承認 の取消しの公示 古物競りあっせん業の実施方法の認定及び不 \bigcirc 0 \bigcirc 0 0 \bigcirc 0 0 \bigcirc 0 0 0 0 0 に を に

		(第九○六○号)			平成十五年八月二十九日	平成十五	川県報	香
l:	古物保管命令書(古物営業法施行規則(平成七年国家公法施行規則(平成七年国家公法施行規則(平成七年国家公	古物商に対する古物の保管古物商に対する古物の保管	第 二 十 一 条 の 七	0	条第二項の準用) 金報告又は資料の提出要求(第二 る援助に基づき講じた措置に関す の提出要求(第二	第三条第三項	1 特殊開錠用具の所持の禁止等の所持の禁止等五年国家公安委	
	会規則第十一号)別記様式第(平成十二年香川県公安委員品触書(古物営業法施行細則	する盗品等の品触れの発出古物商又は古物市場主に対	第十九条第一項	0	る援助	第十一条	円具の所持の禁止等 日具の所持の禁止等 十五年法律第六十五	
- を	四号) 別記様式第会規則第十一号) 別記様式第(平成十二年香川県公安委員	盗品等の品触れの発出	第十九条第一項		うに加える。	項の次に次のよ	六十三の三 特殊開錠 一次のように加える。	改め、
	品触書(古物営業法施行細則			- -	認定取消通知書による通知	認定取消通知	第七条の四	
			別表第一の三の項中	0	管理者解任勧告書による通知	管理者解任勧	第五条	
のよ	(平成十二年香川県警察本部告示第二十二号)の一部を次のよ	規程(平成十二年香川県警察-	うに改正する。 香川県警察文書公印規程	<u></u>	勧告書による通知	管理者解任勧	第五条	
	程名表 花 漱 矛 町	香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程香川県警察才音長	香川県警察文書:				2、同項3中	改め、
	Ę Č	一部を改正	● 不成十五年八月二十九日● 不成十五年八月二十五日● 不成十五日● 不成十	<u> </u>	用) にの取消しの公示(第十九条の十第二項の準定の取消しの公示(第十九条の十第二項の準認定外国古物競りあっせん業の実施方法の認	用) 認定外国古物競り	第十九条の十四第二項	
		警察本部告示			定の取消し	認定外国古物	第十九条の十四第一項	
		平成十五年九月一日から施行する。	この規則は、平成十二 附 則	0	変更届出書又は実施方法の変更届出書の受理認定外国古物競りあっせん業の廃止届出書、	変更届出書又	第十九条の十三第一項	
			号	0	の通知(第十九条の七第二項の準用) 外国古物競りあっせん業の実施方法の不認定	外国古物競り	第十九条の十二	

Ш
県
報
π
平成十
十五年
八月一
一十九日
Н

	ļ. J	<u> </u>			三項		
第二十二条第三項の選用	頁台	業者に対する報告の要求(認定外国古物競りあっせん	る報告の要求	物競りあっせん業者に対す	古物商、古物市場主又は古	
	細則別記様式第六号)	報告要求書(古物営業法施行		糸貝(另言札) 五等ブチン	1-	报与要求事(占勿含案去龟亍	式第十六号の九)
	亘	回	更	香川県監査委員		又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき
	丘	五	₩			次のと	盟省
	শ	Ξ	告			なっ	の結
	皿	艦	拱			公表	果に
	義	浴	延	恭	;	ە م	がいまる。

監査対象部局 商工労働部

監査対象年度 平成14年度

改める。

第二十二条第四

第二十二条第三

別表第二の四の項中

第二十二条第三項

する報告の要求

古物商又は古物市場主に対

措置の状況

査 Y 箈 果 粱 侳 簇 黙 描 圌 0 X 況

報告要求書(古物営業法施行 競りの中止命令書 細則別記様式第六号) 報告要求書(古物営業法施行 細則別記様式第六号) 報告要求書(古物営業法施行 の九 法施行規則別記様式第十六号 細則別記様式第六号) (古物営業 に を 指導注意事項 (ア) 週休日の振替又は半日勤務 当額との差額分を追徴する必要 の三)、日単位で算定すべきとこ 川県産業技術センター規則別表 るものが見受けられたので、正 すべき使用料の額が不足してい ろ、誤って24時間を1日に換算 る使用料については、1日当た 究所のふ卵器の利用の許可に係 して算定したことにより、徴収 り430円と定められており(香 超過勤務手当の支給について 時間の割振り変更を週を越え 産業技術センター発酵食品研 使用料の収入事務について (産業技術センター) ₩ 60 ° 返納済みである 平成15年6月分の給与において 平成15年2月14日に追徴済みで

改める。

附

則

第二十二条第四項

業者に対する報告の要求

認定外国古物競りあっせん

第二十二条第三項の準用

第二十二条第三項

物競りあっせん業者に対す

古物商、古物市場主又は古

る報告の要求

第二十一条の七

古物に係る競りの中止の命

この規程は、平成十五年九月一日から施行する。

監査委員公表

て行う場合において、勤務を

(経営支援課

●香川県監査委員公表第28号

(第九○六○号)

<u>-</u>

Ш

県

報

平成十五年八月二十九日

(第九○六○号)

 \equiv

平成十五年八月二十九日印刷発行			る。(大阪事務所)	を誤ったことから、誤った額の 旅費が支給されており、正当額	るが、県外旅費の支給に当たり、 日当及び宿泊料の額の適用区分
印刷発行所					•
香川					
県					
庁					
(購読料目					
(購読料月極二千五百円)					